

相模原市:建築物等の解体等の作業に関するお知らせ 石綿レベル1・2 W450×H350

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告注¹⁾、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:○○解体工事作業所

届出先及び 届出年月日	相模原労働基準監督署(相模原市中央区富士見6-10-10) 相模原市役所(相模原市中央区中央2-11-15)	令和年月日 令和年月日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査終了年月日	令和年月日	令和年月日	住所
看板表示日	令和年月日		
解体等工事期間 石綿除去(特定粉じん)作業等の作業期間	令和年月日～令和年月日 令和年月日～令和年月日	元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階-4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所	
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1-4階トイレ内PS 保温材③ 1-4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		現場責任者氏名 連絡場所 TEL	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他	調査を行った者(分析等の実施者)	
集じん 排気装置	機種・型式・設置数 ・機種:集じん・排気装置・型式: ·設置数: 台	氏名又は名称及び住所	
排気能力(m/min)	m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)	事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 登録番号	
使用するフィルタの種類及びその 集じん効果(%)	HEPAフィルタ ·補修効率:99.97% ·粒子径:0.3μm	住所:	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液: ·固化用薬液: ・隔離用シート(厚さ:床0mm、その他0mm) ·接着テープ 等	分析を実施した者 ② 環境分析センター 氏名 登録番号	
その他の石綿(特定粉じん)の 排出又は飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法注 ²⁾ (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法注 ²⁾	住所:	
備考:その他の条例等の届出年月日		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下 を判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	